

ご加入年齢：0歳～75歳



# 新型コロナウイルス感染症

による

**入院・自宅療養・ホテル療養**

をされた場合でも、



なら、

# 15万円

**お受け取りいただけます！**

※1 新型コロナウイルス感染症の罹患により、入院された場合、「疾病による入院」として、治療共済金のお支払いの対象となります。（※ご契約ごとに定められている所定の条件を満たす必要があります。）また、医療機関等の事情により、宿泊施設や自宅等での療養を余儀なくされた場合も、所定の証明書をご提出いただくことで治療共済金のお支払い対象としてお取扱いします。（新型コロナウイルス感染症が厚生労働省の定める宿泊療養等の取扱いの対象外となった場合には、この取扱いを終了することがあります。）

※2 医療共済における治療共済金（一時金）15万円を選択された場合

NEW 医療共済

# メディフル

## 時代の変化に応じて生まれた 新しい医療保障のカたちです。

### POINT 1

## ※1 日帰り入院からまとまった一時金を受け取れます

**日額型** 1日目 2日目 3日目 入院日数に応じて共済金をお受け取り

**一時金型** 1日目 日帰り入院を含め、入院1日目からまとまった一時金をお受け取り！入院前から退院後まで、様々な費用にお使いいただけます。

例えばこんな費用に充てることができます！

※1 日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。

入院前	入院中	退院後
検査・通院	治療・手術	通院・投薬・リハビリ
入院に向けた日用品の購入	食事代・差額ベッド代	快気祝い
逸失収入（休業中の収入減少・残業手当等）		

### POINT 2

## 新型コロナウイルス感染症で、入院または宿泊施設、自宅療養でも一時金を受け取れます。

### 新型コロナウイルス感染症のお取扱い

新型コロナウイルス感染症<sup>※1</sup>の罹患により、入院された場合、「**疾病による入院**」として、**治療共済金のお支払いの対象**となります。（医療機関等の事情により、**宿泊施設や自宅等での療養を余儀なくされた場合も**、所定の証明書をご提出いただくことで治療共済金のお支払対象としてお取扱いします。）<sup>※2</sup>

※1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）」に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下、同じ。

※2 ご契約ごとに定められている所定の条件を満たす必要があります。

### POINT 3

## 先進医療にかかる技術料と同額の先進医療共済金を受け取れます。

**先進医療保障ありを選択された場合、最先端の医療技術である先進医療を受けたときには、技術料に応じて定める額をお支払いしますので、公的医療保険制度の対象外で高額な費用のかかる治療も安心して受けられます。**

※先進医療とは公的医療保険制度の法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養第1条第1号に規定するものをいいます。また、医療技術ごとに一定の施設基準が定められており、この施設基準に適合する病院または診療所において行われた先進医療を保障します。先進医療共済金の額は、先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合には技術料の額、1万円未満の場合は一律1万円となります。なお、ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けた日において公的医療保険制度によって保険給付の対象となっている場合や、承認取消し等によって先進医療でなくなっている場合は、先進医療共済金のお支払い対象とはなりません。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

詳しくはお近くのJAまで



【2125125\*\*\*\*】